

幸田町介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス C（短期集中型通所介護）指定申請について

幸田町健康福祉部福祉課

令和元年10月

## 1 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

(1)介護保険の基本理念である自立支援・重度化防止を目指し、高齢者を含めた幅広い世代のボランティア団体や事業者等の様々な地域資源を活用し、多様な主体による多様なサービスの提供を推進する。

(2)介護予防ケアマネジメントにより、サービスの提供をケアプランに位置づけるに当たっては、単に支援につなげるだけでなく、要支援者等がその知識や能力を生かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくように促すなど、社会とのつながりをつくっていくことができるように支援する。

### ●介護保険法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

### ●介護予防・日常生活支援総合事業の背景・基本的考え方（ガイドラインP2～要約）

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様な生活支援等サービスを支援の対象としていくとともに、NPO、ボランティア等による生活支援等サービスの開発、ネットワーク化を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

#### ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。

#### ニ 市町村、地域包括支援センター、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが健康保持増進や介護予防に取り組むといった基本的な考え方、わがまちの地域包括ケアシステムや地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種の専門的視点を活用しながら自立支援に向けたケアマネジメント支援を行う。

## 2 通所型サービスC（短期集中型通所介護）について

### (1) 通所型サービスC（短期集中型通所介護）の目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療の専門職が通所と訪問を組み合わせた質の高いサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の生活機能の維持・改善を図り、利用者の日常生活（ふだんのくらしのしあわせ）を取り戻す。更にはサービス終了後においても、地域の通いの場や社会参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことで自立した生活を送り続けることができるように支援を行う。

### (2) 事業の一般原則

① 通所型サービスC（短期集中型通所介護）（以下「通所型サービスC」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

② 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### (3) 事業者の指定について

② 通所型サービスを実施する事業者は、町の指定を受けた事業者とする。

② 町の指定を受けるためには、幸田町第1号事業者指定申請書（様式第2号）と必要書類（通所型サービスC 短期集中型通所介護点検表参照）を提出し、当該指定の適否について審査を受ける必要がある。

③ 指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場に掲示す

るものとする。

④ 指定期間は6年間とする。指定の更新を受けるときは、幸田町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業所指定更新申請書（様式第3号）に必要書類を添付し、指定期間の満了日の1月前までに事業所ごとに申請するものとする。

⑤ 指定事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは10日以内に、幸田町第1号事業者変更届出書（様式第4号）により、町長に届け出なければならない。

⑥ 指定事業者は、事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の1月前までに、幸田町第1号事業廃止・休止届出書（様式第6号）又は幸田町第1号事業再開届出書（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

#### (4)事業の基準について

事業者は、サービス毎に定める基準に従い事業を行わなければならない。

##### ① 人員基準

※業務に支障がない場合、通所型サービスAと通所型サービスCの人員を兼務可能

※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業者等の職務に従事可能

ア 管理者：専従1以上

イ 介護職員：1以上の必要数

ウ 機能訓練指導員：1以上

エ 訪問指導を行うリハビリ専門職：1以上

※リハビリ専門職の確保が難しい場合は、訪問指導を委託として実施する方法も可

##### ② 設備基準

・通所型サービスCの運営を行うために必要な広さとして、事業利用者1人あたり3平方メートルの区画を設けるものとする。

・消火設備その他の非常設備及び備品等を備えなければならない。

##### ③ 運営基準

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(運営規程)

(ア) 事業の目的及び運営の方針

(イ) 従事者の職種、員数及び職務の内容

(ウ) 営業日及び営業時間

(エ) サービスの利用定員

(オ) サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(カ) 通常の事業の実施地域

(キ) 緊急時等における対処方法

(ク) 非常災害対策

(ケ) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

・事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

・事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。  
(受給資格等の確認)

・事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間を確かめるものとする。なお、要支援認定を受けていない場合は、事業対象者（基本チェックリスト該当者）であるかどうかを確認する。

(心身の状況等の把握)

・事業者は、サービスの提供に当たり、地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

・事業者は、事業の提供に当たり、利用者の介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等と密接な連携に努めなければならない。

(ケアプランに沿ったサービスの提供)

・事業者は、地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメントにより作成したケアプランに沿って、サービスを提供しなければならない。

(ケアプランの変更の援助)

・事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(個別計画の作成)

・事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び意向を踏まえて、利用者の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別計画を作成するものとする。

(利用料の受領)

・事業者は、サービスの提供に必要なものに係る費用であって、日常生活においても通常必要なものとして、その利用者に負担させることが適当と認められる費用を受領できる。

(緊急時等の対応)

・事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の容態が急変した場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

・事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

・事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

・事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

・事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

・事業者は、利用者及びその家族から受け付けた苦情に関して、町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

・事業者は、町から求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

・事業者は、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

・事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

・事業者は、サービス、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

・事業者は、前項の記録に関し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

※通所型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護職員等の勤務の体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用者の同意を得なければならない。

※サービス提供開始についての同意は、利用者及びサービス事業者双方を保護する観点から、書面により確認をすること。

(5)通所型サービスC 短期集中型通所介護 について

① 目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療の専門職が通所と訪問を組み合わせた質の高いサービスを短期集中的に提供することにより、利用者の生活機能の維持・改善を図り、利用者の日常生活（ふだんのくらしの しあわせ）を取り戻す。高齢者がセルフケア能力を高め、家庭や地域で役割をもち、生きがいを感じながら活動的な生活を続けられるよう働きかけ、サービス終了後においても、地域の通いの場や社会参加等により、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことで自立した生活を送り続けることができるようにする。

② 対象者

通所型サービスC の対象者は、要支援1・2の認定者及び、基本チェックリストで運

動・口腔・栄養・認知機能に関する機能低下が認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、一定期間、通所型サービス C を利用することにより、機能の維持・改善が見込まれ、事業の利用に適していると判断された者。

疾病や認知症等により通所型サービス C が適しないと想定される状態像の目安	
状態像の目安	① 疾病等によりおむつ交換等の身体介護が必要な人 ② 日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さがみられる人 ③ その他、町が認める人（精神疾患、難病等）
基準	① 主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A2」以上 ② 主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱb」以上 ③ 主治医意見書により、疾病（精神疾患、難病等）の記載がある

### ③ 実施期間と評価

- ・通所型サービス C は事業開始、途中、終了時等の 3 回以内の訪問指導と、通所事業を合わせて 30 回以内で、3 か月から 6 か月程度の期間で実施する。
- ・訪問事業では開始時の居宅訪問で利用者の課題分析や目標設定を行い、事業終了時に、目標の達成度や生活機能改善の評価を行う。

### ④ サービスの内容

- ・下肢や体幹の筋力低下、膝や腰の痛み、転倒の不安、尿失禁など、利用者の生活機能低下が運動器に起因することが確認された利用者には、理学療法士や作業療法士の訪問指導、嚥下の機能低下や言葉が出てにくくなっている利用者等にしている利用者には、言語聴覚士の訪問指導を行い、その後、訪問指導を行ったリハビリ職と協同で作成した個別通所計画に基づきの通所型の指導を実施する。
- ・生活機能の向上を図るためには、立つ・座る・歩く・階段を昇降するなどの日常生活活動のみならず、掃除・洗濯・調理などの家事動作についても対象に加えた機能訓練を実施する。
- ・利用者が自発的にプログラムに参加し、意欲的に運動を実施できるよう働きかける。また、自宅において継続的に実施できるような自宅でできる運動のプリントや意欲を維持向上させるための本人記載の記録票などの資料の提供があることが望ましい。
- ・その他、利用者に必要な個々のプログラムについては、町と協議しながら実施する。

訪問指導	自宅でアセスメントを行い、生活の場（ふだんの暮らし）における日常生活の課題に対する助言、指導及び環境調整、さらにはセルフケア意識の定着や社会参加の促進を図る指導を行う
通所指導	運動器機能向上を中心にしたプログラムを提供し、利用者の生活機能の維持・改善を図り、サービス終了後に地域の通いの場や社会参加等によ

	り、主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことで自立した生活を送り続けることができる指導を行う
--	---

⑤サービスの再利用について

事業終了後期間を空けずに引き続きの利用は不可とするが、一定期間（概ね1年程度）の期間を空けて、怪我や病気などにより身体状況の変化があり、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が必要であると判断された場合、再度の利用を可能とする。

(6)報酬について（1単位 10.14円）

通所指導	1回 402単位
訪問指導	1回 905単位（訪問指導は利用者負担なし）
送迎加算	30単位（片道1回）

- ① 報酬は提供サービスの単位数に利用回数に乗じて月ごとに算定した費用とする
- ② 請求はサービス提供の翌月10日までに国保連合会に請求情報を送付する。国保連合会の審査支払後に請求誤り等が発見された場合、保険給付に係る手続き同様に、過誤申立てを行う。

(7)留意事項

①利用者との契約

通所型サービスCを実施する事業者は、重要事項説明書を用いて利用者に説明し、利用者と契約を締結する。

②事業実施期間

利用者の意向に沿いながら、介護予防ケアマネジメントに基づき、事業開始日、3か月から6か月程度の実施期間、終了予定日を決め、実施プログラムのスケジュールを立てる。

③送迎サービスについて

利用者は、送迎サービス又は自力で通所することを想定しているが、送迎サービスを行う場合も、利用者が自力で外出できることを目指した内容をプログラムに加えるなど、外出促進の支援を併せて実施することが望ましい。



